

様式 1

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積合わせを実施します。
令和 7 年10月28日

分任支出負担行為担当官
中国管区警察局広島県情報通信部長
河石 勇

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 通信施設構内等整備業務委託
- (2) 業 務 内 容 等 広島県内 7 箇所の通信施設等において、除草等の構内整備を行うもの。
- (3) 履 行 場 所 仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 限 令和 7 年12月26日（金）
- (5) 見積書提出方法等 見積書（様式 2）に消費税及び地方消費税を含めた合計額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格

以下の（1）又は（2）のどちらかに該当する者であること。

- (1) 令和 7・8・9 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者。
- (2) 当部へ見積書を提出したことがある者。

3 仕様書等の交付を行う場所及び日時等

- (1) 場 所 広島県広島市中区基町 9 番42号
中国管区警察局広島県情報通信部通信庶務課経理係
問合せ先 電話番号 082-228-0110
※仕様書等の交付については別途指示するので、事前に上記問合せ先へ連絡すること
- (2) 日 時 令和 7 年10月28日（火）から
- (3) 提出物 「秘密の保全に関する誓約書」及び「秘密の保全に関する特約条項」を両面印刷したものに記名押印の上、提出すること。

4 見積書提出場所及び締切日時

- (1) 場所 広島県広島市中区基町 9 番42号
中国管区警察局広島県情報通信部通信庶務課
- (2) 日時 令和 7 年11月10日（月）12時00分
（見積書受付締切り後、見積合わせを行う）

5 支払条件

履行完了後適法な請求書を当部が受領した後30日以内に国庫金の振込払とする。

6 その他

- (1) 見積金額は消費税等を乗じた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (2) 見積合わせの結果の公表は電話での対応も受け付けることとする。
- (3) 契約金額によっては、契約書又は請書の作成を求める場合がある。
- (4) 本見積合わせに参加を希望する場合はホームページに掲載している中国四国管区警察局広島県情報通信部「オープンカウンター方式による見積依頼について」を一読すること。

7 問合せ先

中国管区警察局広島県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 082-228-0110

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局広島県情報通信部長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者名

印

見 積 金 額 ¥
(ただし、消費税及び地方消費税を含む。)

件 名 通信施設構内等整備業務委託

上記の件について、中国四国管区警察局広島県情報通信部「オープンカウンター方式による見積依頼について」を承諾の上見積りします。

※見積書への押印を省略する場合は、以下の記載を行うこと

	氏名	連絡先
書類の発行権者		
本件担当者		

分任支出負担行為担当官
中国四国管区警察局広島県情報通信部長 殿

秘密の保全に関する誓約書

貴部における「通信施設構内等整備業務委託」に係る競争参加にあたり、秘密に属する仕様書、図面、見積合わせ参加業者及びその他関係資料について、「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び業務従事者の故意又は過失により秘密が漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

会社名

職 位

氏 名

印

秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 見積書提出業者（以下「乙」という。）は、本業務に係る秘密の保全に關しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保全に万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏洩したときであつても、管理者としての責任を免れることはできない。

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本業務を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負させるときは、その下請負先等を記した書面を添え、発注者（以下、「甲」という。）の許可を受けるものとする。

2 前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

(交付)

第3条 甲は、秘密に属する仕様書、図面、現場説明書等又は物件を乙に交付するとき、秘密であることを明記するものとする。

(特定資料)

第4条 乙は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密の指定のある仕様書、図面、現場説明書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。）を本業務に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

(特定物件)

第5条 乙は、秘密区分の指定のある物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いの慎重を期し、作業工程に関係のない者に供覧してはならない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影したときは、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 乙は、作業工程に関係のない者を、みだりに作業現場、倉庫等の施設に立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて前項の施設に立ち入らせてはならない。

(特定資料の返納等)

第10条 乙は、特定資料及び特定物件を契約終了後、直ちに甲に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。

2 前項において、甲から承認を受けた場合は、契約終了後の保管期間を延長できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

第11条 甲又は甲の代理人は、必要があると認めたときは、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

2 前項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、秘密の漏洩、特定資料若しくは特定物件の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはその恐れがあるときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに甲に報告しなければならない。